

令和8年度宮崎県獣医師確保修学資金募集要項（一般枠・獣医学生対象）

1 趣旨・目的

宮崎県では、家畜伝染病の防疫業務や公衆衛生に関する業務を行う宮崎県職員獣医師（以下「県職員獣医師」という。）を志す獣医学生を募集しています。

本制度は、県職員獣医師を志す獣医学生を対象に、宮崎県獣医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）を給付し、全国有数の畜産県である宮崎県の畜産及び食の安全・安心の安定とさらなる向上の礎となる県職員獣医師の確保を図ることを目的としています。

2 修学資金の種類

A型（県事業）入庁後一定期間、家畜衛生業務を担う農政水産部又は公衆衛生業務を担う福祉保健部において県職員獣医師として勤務していただきます。

B型（国事業）入庁後一定期間、家畜衛生業務を担う農政水産部において県職員獣医師として勤務していただきます。

3 修学資金の額

国公立大学の場合：月額10万円

私立大学の場合：月額18万円

4 修学資金の返済が全額免除される要件

次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返済が全額免除されます。

(1) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得するとともに、宮崎県職員採用試験に合格し、県職員獣医師として以下の期間従事したとき。

国公立大学の場合：給付月数に2分の3を乗じた期間

私立大学の場合：給付月数に3分の5を乗じた期間

(2) 公務による死亡又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

5 修学資金給付者の募集

(1) 募集人数

若干名

(2) 募集締切

第1回 令和8年 7月31日（金）まで

第2回 令和8年11月30日（月）まで（6年生は対象外）

第3回 令和9年 1月12日（火）まで（6年生は対象外）

(3) 対象者

申請日時時点で国内の獣医系大学で獣医学を専攻する在学学生

(4) 応募手続

募集期間内に次の書類を下記提出先へ、郵送又は直接持ち込むことにより提出してください。

- ① 修学資金給付者選考申込書（別記様式第1号）
- ② 申込者履歴（別記様式第2号）
- ③ 誓約書（別記様式第3号）
- ④ 修学資金給付者推薦調書（別記様式第4号）
- ⑤ 前年度末における学業成績証明書
- ⑥ 健康診断書（申込日から過去1年以内に診断されたもの）

【提出先】

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課 防疫企画担当

【注意事項】

- ・ 郵送の場合は、募集締切日の消印を有効とします。
- ・ 持ち込みの場合は、上記提出先に持参してください。受付時間は午前9時～午後5時です。（土曜、日曜及び休日を除く。）

6 修学資金給付者の選考試験

修学資金給付者の選考試験は、書類審査及び面接試験により行います。面接試験の日時や方法等については、応募者に直接連絡します。

また、選考試験結果については応募者全員に通知します。

7 修学資金の給付

修学資金給付選考試験の合格者は、当該事業実施主体である「公益社団法人宮崎県畜産協会」と契約した上で、令和7年4月に遡り修学資金の給付を受けることとします。

この契約日以降に、修学資金の給付を受ける獣医学生が休学、留年及び停学処分を受けた場合については給付の休止等の措置が取られることとなります。

また、手続等の詳細は、合格者へ直接連絡します。

8 留意事項

(1) この修学資金をもって将来県職員獣医師としての採用を約束するものではありません。採用には、宮崎県職員獣医師採用試験に合格する必要があります。

(2) 次の事項のいずれかに該当した場合、既に給付された修学資金の全額に加算金（年10.95%）を加えた金額を返還しなければなりません。

ア 公益社団法人宮崎県畜産協会との契約が解除されたとき

イ 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき

ウ 獣医師免許を取得後、給付契約書に定める期間内に県職員獣医師として、所定の業務に従事しなかったとき

エ 獣医師免許を取得後、県職員獣医師に従事した期間が、4（1）に示す期間に満たなかったとき

9 その他

修学資金給付者には、概ね1年に1回、就職説明会、Web、帰省等を利用し、個人面談等を行い、就学状況の確認をさせていただきます。

10 問合せ先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課 防疫企画担当

電話：0985-26-7139（直通）

FAX：0985-26-7329

メール：kachikuboeki@pref.miyazaki.lg.jp（担当：渡邊）